

第1回 田原市都市計画マスタープラン改定委員会

日時 平成27年8月11日(火)
15時～

会場 田原市役所 4階政策会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 都市建設部長挨拶

3. 委員紹介

資料1

4. 改定委員会設置要綱及び委員会の議事運営等について

資料2, 3

5. 委員長の互選

6. 委員長挨拶

7. 事務局説明

(1) 都市計画マスタープランとは

資料4

(2) 平成26年度の取組みについて

資料5(冊子)

(3) 都市計画マスタープランの改定のポイント

資料6

8. その他

第1回 田原市都市計画マスタープラン改定委員会

配布資料一覧

資料1 検討委員名簿

資料2 田原市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

資料3 改定委員会の議事運営等について（案）

資料4 都市計画マスタープランとは

資料5 田原市の都市計画の基本方針等検討委員会（提言）【冊子】

資料6 マスタープラン改定のポイント

参考資料

- 田原市都市計画マスタープラン（概要編）
（平成21年3月策定、平成27年8月一部改定）
- 田原市都市計画基本図（1/25000）
- 都市計画のあらまし
～都市計画基礎調査からみた田原市の姿～

資料 1

田原市都市計画マスタープラン改定委員会名簿

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	海道 清信	名城大学 都市情報学部 都市情報学科 教授
	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
	高取 千佳	名古屋大学 大学院環境学研究科 助教
市民代表	伊藤 茂紀	平成 27 年度 田原市地域コミュニティ連合会副会長
	加藤 武紀	田原市街地まちづくり会議 会長
	鈴木 昇	赤羽根地区まちづくり推進委員会 会長
	川崎 政夫	清田・福江校区まちづくり推進協議会 顧問
各種団体	大塚 康弘	田原臨海企業懇話会 (東京製鐵株式会社 田原工場 総務部 安全総務課長 代理)
	小野 全子	公益社団法人 愛知建築士会 常務理事
行政機関	横山 甲太郎	愛知県建設部 都市計画課長
	杉浦 政晴	愛知県東三河建設事務所 企画調整監

資料 2

田原市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を改定するため、田原市都市計画マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査、検討等を行い、市長に提言するものとする。

- (1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民、各種団体等の代表者
- (3) 関係行政機関又は県の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランを改定する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(改定部会)

第7条 委員会にその所掌事務に係る専門的事項を取りまとめるため、田原市都市計画マスタープラン改定部長会議（以下「改定部会」という。）を置く。

- 2 改定部会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 3 改定部会に部会長を置き、部会長は、都市建設部長をもって充てる。
- 4 部会長は、改定部会の事務を掌理し、改定部会の検討の経過及び結果を委員長に報告する。

(幹事会)

第8条 改定部会にその専門的事項を調査研究させるため、田原市都市計画マスタープラン改定研究会（以下「研究会」という。）を置く。

2 研究会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 研究会に座長を置き、座長は、街づくり推進課長をもって充てる。

4 座長は、研究会の事務を掌理し、研究会の検討の経過及び結果を改定部会に報告する。

（関係者の出席）

第9条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

別表第1（第8条関係）

職 名	
政策推進部長	都市建設部長
総務部長	水道部長
市民環境部長	渥美支所長
健康福祉部長	教育部長
産業振興部長	消防長

別表第2（第9条関係）

職 名	
政策推進課長	商工観光課長
経営企画課長	土木課長
	街づくり推進課長
環境政策課長	建築課長
高齢福祉課長	下水道課長
子育て支援課長	文化生涯学習課長
農政課長	防災対策課長

改定委員会の議事運営等について(案)

検討委員会の運営については、田原市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱に基づき、次のとおり進めることとする。

記

1. 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は、議事運営を行う。
3. 委員会は、委員長が招集する。
4. 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
5. 委員会の議事録については、内容について、委員長の確認を得たのち、発言者氏名を除いて田原市ホームページにおいて公開することとする。
6. そのほか委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上

都市計画マスタープランとは

■都市計画法の目的

(目的)

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、**都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること**を目的とする。

■都市計画の基本理念（法第2条）

(都市計画の基本理念)

第二条 **都市計画**は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、**健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと**を基本理念として定めるものとする。

このような目的を実現するため、都市計画法では、都道府県及び市町村が連携して都市計画を定めることとなっており、**都道府県**は主として「**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画**」を、**市町村**は「**市町村の区域に関する都市計画**」を定めることを主な役割としています。(都市計画法第15条)

この役割に従って、市町村は、「当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める。」(都市計画法第18条の2) こととされ、これがいわゆる「市町村都市計画マスタープラン」です。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 **市町村**は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、**当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。**

2、3 (略)

4 **市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。**

一方、都道府県の定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれています。(都市計画法第6条の2)

県と市町村の計画

都道府県	都市計画区域マスタープラン (都市計画法第6条の2)
市町村	市町村都市計画マスタープラン (都市計画法第18条の2)

■市町村都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、地域の特性を活かした都市計画によるまちづくりを進めるための指針となるもので、次の4つの目的を持っています。

都市計画マスタープランの目的

1. 将来像の明確化	田原市総合計画を都市基盤整備の視点から将来都市像を明らかにする計画
2. 都市計画の方針の明確化	将来像を実現するため、都市計画に関する方針を示す計画
3. 都市計画の総合性・一体性の確保	個々の都市計画間を相互調整し、全体として総合性・一体性を確保する計画
4. 市民の参加、連携・協働によるまちづくりの推進	まちづくりに関する市民の参加、連携・協働を促進し、まちづくりを推進する計画

■計画対象区域

都市計画マスタープランは、一般には都市計画区域についての計画です。本市については、『都市計画区域』と『行政区域』が等しいため、行政区域全体の計画とします。

■計画期間

都市計画の実現には通常、20年、30年という長い時間が必要となります。都市計画マスタープランは概ね20年後の都市像や都市づくりの方針を明らかにするのが一般的であるため、本計画期間を概ね平成28年（2016）度～平成48年（2036）度と定めます。

■ 計画の構成

都市計画マスタープランは、一般的には市全域のまちづくりの指針となる「全体構想」と地域の特性を活かした「地域別構想」で構成されています。

それぞれの構想の性格及び一般的に記載する内容は以下のとおりです。

全体構想…田原市全域を対象とした都市計画の基本方針

- ▽都市計画の理念と目標
- ▽将来の都市構造
- ▽土地利用の方針
- ▽都市施設整備の方針
- ▽その他都市計画関連の方針

地域別構想…田原市を複数の地域に区分し、全体構想の基本方針をより具体的に示した構想

- ▽地域づくりの目標
- ▽地域別の将来構造
- ▽地域別土地利用の方針